

京都府後期高齢者医療広域連合議会

平成21年第2回定例会会議録

平成21年9月5日 開会

平成21年9月5日 閉会

京都府後期高齢者医療広域連合議会

京都府後期高齢者医療広域連合議会平成21年第2回定例会会議録目次

第1号（9月5日）

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	2
出席議員.....	2
欠席議員.....	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	3
議会職員出席者.....	3
開会の宣告.....	4
開議の宣告.....	4
議事日程の報告.....	4
新任管理職の紹介.....	4
仮議席の指定.....	5
議長の選挙.....	6
議長就任あいさつ.....	6
議席の指定.....	7
会議録署名議員の指名.....	7
会期の決定.....	8
諸般の報告.....	8
同意第1号～同意第3号の一括上程、説明.....	8
同意第1号の採決.....	15
一般質問.....	16
承認第2号の質疑、討論、採決.....	24
承認第3号の質疑、討論、採決.....	25
議案第9号の質疑、討論、採決.....	25
議案第10号の質疑、討論、採決.....	26
認定第1号の質疑、討論、採決.....	26
認定第2号の質疑、討論、採決.....	27
承認第4号の質疑、討論、採決.....	34

承認第 5 号の質疑、討論、採決.....	34
議案第 1 1 号の質疑、討論、採決.....	34
議案第 1 2 号の質疑、討論、採決.....	35
同意第 2 号の採決.....	35
同意第 3 号の採決.....	36
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	36
閉会の宣告.....	45
署名議員.....	47

京都府後期高齢者医療広域連合議会平成21年第2回定例会会議録

議事日程(第1号)

平成21年9月5日(土)午前10時30分開会

- 日程第 1 仮議席の指定
- 日程第 2 議長の選挙
- 日程第 3 議席の指定
- 日程第 4 会議録署名議員の指名
- 日程第 5 会期の決定
- 日程第 6 諸般の報告
- 日程第 7 同意第1号から同意第3号まで(広域連合長説明)
- 日程第 8 同意第 1号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について
- 日程第 9 一般質問
- 日程第10 承認第 2号 専決処分の承認について(平成20年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算)
- 日程第11 承認第 3号 専決処分の承認について(平成21年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算)
- 日程第12 議案第 9号 平成21年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)
- 日程第13 議案第10号 平成21年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第14 認定第 1号 平成20年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第 2号 平成20年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 承認第 4号 専決処分の承認について(京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例)
- 日程第17 承認第 5号 専決処分の承認について(京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例)

- 日程第 18 議案第 11号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金
条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 19 議案第 12号 京都府後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の
公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 日程第 20 同意第 2号 京都府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について
- 日程第 21 同意第 3号 京都府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について
- 日程第 22 発議第 2号 後期高齢者医療制度の堅持及び改善に関する決議

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 22 まで議事日程に同じ

出席議員（29名）

1番	せのお	直樹	君	2番	小林	あきろう	君
3番	井上	教子	君	4番	審良	和夫	君
5番	藤田	正一	君	6番	木下	芳信	君
7番	浅井	厚徳	君	8番	長野	恵津子	君
9番	安達	稔	君	10番	松本	富雄	君
11番	宮園	昌美	君	12番	丹野	直次	君
14番	細見	勲	君	15番	米澤	修司	君
16番	松本	聖司	君	17番	吉田	繁治	君
18番	宮嶋	良造	君	19番	江下	伝明	君
20番	塚本	五三藏	君	21番	古川	昭義	君
22番	青山	美義	君	23番	和田	榮雄	君
24番	籠島	孝幸	君	25番	和田	貴美子	君
26番	奥森	由治	君	27番	宮下	愿吾	君
28番	糸井	満雄	君	29番	岡本	勇	君
30番	高橋	泰一朗	君				

欠席議員（1名）

13番 上田 正雄 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	四方 八洲男 君	副広域連合長	久嶋 務 君
副広域連合長	中山 泰 君	副広域連合長 (事務局長事務取扱)	山田 昌弘 君
会計管理者	松本 昇 君	業務課長	木下 直紀 君
総務課長 担当課長	山本 博 君		

議会職員出席者

書記長	和田 幸 司	書 記	西原 英 二
-----	--------	-----	--------

開会 午前 10時30分

開会の宣告

副議長（岡本 勇君） 皆様、大変ご苦労さまでございます。定刻になりましたので、京都府後期高齢者医療広域連合議会平成21年第2回定例会を開会致します。

開議の宣告

副議長（岡本 勇君） これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関等の写真撮影の許可の申出がありましたので、これを許可したいと思います。ですが、ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（岡本 勇君） ご異議なしと認め、それでは報道機関等の写真撮影を許可することに致します。

議事日程の報告

副議長（岡本 勇君） 本日の議事日程につきましては、お手元の議事日程のとおりでございますので、よろしくお願い致します。

新任管理職の紹介

副議長（岡本 勇君） 日程に入るに先立ちまして、広域連合長から、去る4月1日付の人事異動による新任管理職の紹介を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長 四方八洲男君登壇〕

広域連合長（四方八洲男君） 皆さん、おはようございます。連合長を務めております四方

でございます。どうぞよろしく申し上げます。

空も、入道雲からイワシ雲に変わりつつありますし、非常に好季節になってまいりましたけれども、この夏、非常に残暑厳しくございましたし、また皆さん方には選挙疲れもあったんだろうというふうに思いますが、そういうときにこの平成21年第2回の定例会開催をさせていただきました。皆さん方には、そうしたお疲れの中をこうしてお越しいただきまして、誠にありがとうございました。

この定例会、本来であれば、もう少し早くということもございましたんですけども、総選挙の日程がございまして、急遽日程を変更させていただいて今日になったということでございます。まずその点について、是非ご理解をお願い申し上げたいと思います。

さて、去る4月1日付の人事異動をもちまして任命させていただきました新しい管理職の皆さん方を私のほうから紹介させていただきます。

まず、会計管理者の松本昇君でございます。

会計管理者（松本 昇君） 松本でございます。よろしくお願い致します。

広域連合長（四方八洲男君） 事務局次長の和田幸司君でございます。

事務局次長（和田幸司君） 和田でございます。よろしくお願い致します。

広域連合長（四方八洲男君） 総務課担当課長の山本博君でございます。

総務課担当課長（山本 博君） 山本でございます。よろしくお願い致します。

広域連合長（四方八洲男君） 以上でございます。どうぞよろしくお願い致します。

副議長（岡本 勇君） 以上で新任管理職の紹介を終わります。

仮議席の指定

副議長（岡本 勇君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

今回新たに、京都市から高橋議員、福知山市から審良議員、宇治市から浅井議員、亀岡市から松本議員、向日市から丹野議員、八幡市から細見議員、木津川市から宮嶋議員、久御山町から塚本議員、精華町から和田議員が広域連合議会議員に選出されております。

議事の進行上、新たに選出されました議員の仮議席を指定致します。

仮議席は、ただいまご着席の席を指定と致します。

議長の選挙

副議長（岡本 勇君） 日程第2、議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、副議長が指名することに致したいと思えます。ご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

したがって、副議長が指名することに決定しました。

本広域連合議会の議長に高橋泰一朗議員を指名致します。

お諮りします。ただいま指名しました高橋泰一朗議員を議長の当選人として定めることにご異議はありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

副議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま指名致しました高橋泰一朗議員が議長に当選されました。

高橋議員が議長におられますので、本席から当選の告知を致します。

議長就任あいさつ

副議長（岡本 勇君） ここで、当選されました高橋議員からごあいさつをお願いしたいと思います。どうぞ、こちらへお越してください。

〔議長 高橋泰一朗君登壇〕

議長（高橋泰一朗君） おはようございます。

ご案内のように、時代が変わり、そして大きい変動のあるこのときでございますが、今、

時が求めておるセクションではないかと思しますので、私自身の今までの経験からして。皆
さんのご同意を得ましたので、誠心誠意、当職を全うすべく努力をしまいたいと思いま
すので、限りない厚いご理解をお願いしたいと思います。

本当に、過半の選挙に私もほとほとすべてのエネルギーを費やしたような感じで、ぼうと
した感がありますが、お許しいただきたいと思いますが、今日ご参集の議員諸兄は、おのお
のの立場で成果を上げられたのではないかとっておる次第でございます。

皆様のご同意を得まして、つつがなく諸般の案件がスムーズに進行できることを祈念し、
更に秋口は病が宿るといいますし、インフルエンザが猛威を振るうような感じでございま
すので、どうぞお一人お一人お体をご自愛いただきまして、ご努力をいただきたいと思いま
す。

一言、簡単措辞でございますが、ひとつよろしくご理解いただきたいと思います。どうも、
ありがとうございました。（拍手）

副議長（岡本 勇君） 以上で、私の職務は終了致しましたので、議長を交代致します。ご
協力ありがとうございました。（拍手）

〔議長、副議長と交代〕

議席の指定

議長（高橋泰一郎君） 日程第3、議席の指定を行います。

議席につきましては、ただいまご着席いただいているとおりに指定致したいと思いますの
で、ご理解ください。

会議録署名議員の指名

議長（高橋泰一郎君） 日程第4、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第75条の規定によって、丹野直次議員、和田榮雄議員を指名
致します。

会期の決定

議長（高橋泰一郎君） 日程第5、会期の決定を議題と致します。

お諮りします。本定例会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（高橋泰一郎君） 異議なしと認め、よって会期は1日と決定致しました。

諸般の報告

議長（高橋泰一郎君） 日程第6、諸般の報告を行います。

お手元に、例月出納検査の結果報告書を配付させていただいております。

平成21年1月から同年6月分までの例月出納検査がそれぞれ実施され、いずれも適正に執行されている旨の報告が議長あてにありましたので、ご報告申し上げます。

その写しを配付しております。ご覧願いたいと思います。

同意第1号～同意第3号の一括上程、説明

議長（高橋泰一郎君） 日程第7、同意第1号から同意第3号までの広域連合長提出案件13件を一括議題と致します。

提出者からの説明を求めます。

広域連合長、よろしくお願い致します。

〔広域連合長 四方八洲男君登壇〕

広域連合長（四方八洲男君） それでは、今回提出致しました議案について説明をさせていただきます。

まず、同意第1号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について説明致します。

人事同意案件の議案1ページをお開きください。

本件は、京都府後期高齢者医療広域連合の副広域連合長として京都市副市長の星川茂一君

を選任にすることについて、議会の同意を求めるものであります。

次に、承認第2号 平成20年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算について説明致します。

広域連合長提出議案の3ページをご覧ください。

低所得者及び被扶養者であった被保険者に係る保険料軽減の特例措置等の財源として、平成21年3月25日に交付決定を受けた国の臨時特例交付金の額は14億7,100万円であり、見込み額を7,600万円上回ったところでございます。

当該交付金は、その全額を平成20年度中に臨時特例基金に積み立てることとされていたため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、やむを得ず専決処分により歳入歳出の総額にそれぞれ同額の追加を行ったものであり、これについて承認を求めさせていただきます。

次に、承認第3号 平成21年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算について説明致します。

13ページをご覧ください。

若年層からの後期高齢者支援金として交付されております支払基金交付金でございますが、平成20年度の額が当該年度終了後、確定し、結果として超過交付となった12億9,300万円を社会保険診療報酬支払基金へ返還するものでございます。

当該交付金は、平成21年8月14日までに返還しなければならなかったことから、やむを得ず専決処分により歳入歳出の総額にそれぞれ同額の追加を行ったものであり、これについて承認を求めるものであります。

次に、議案第9号 平成21年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について説明致します。

21ページをお開きください。

本件は、平成20年度に引き続き、本制度の円滑な運営を図るための特別対策経費についての補正など、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億781万6,000円を追加し、総額を12億8,341万6,000円と定めるものでありまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算補正によることとし、23ページにその表を掲げております。

まず、歳入予算でございますが、第5款繰入金、第1項基金繰入金は、国の特別対策として平成20年度に交付された臨時特例交付金を積み立てた臨時特例基金からの繰入金8,780万円でございます。

第6款繰越金、第1項繰越金は、平成20年度一般会計の剰余金のうち、歳出予算の追加に見合う額としまして2,001万6,000円を追加するものでございます。

次に、24ページをご覧ください。

歳出予算でございますが、第2款総務費、第1項総務管理費は、本制度の円滑な運営を図るための特別対策として、広報、相談体制整備などの経費について市町村へ助成する特別対策補助経費及び高額介護合算療養費支給開始に伴う電算システムカスタマイズ経費、またレセプトの電算化に伴う京都府国保連合会の電算機器更改経費を合わせまして1億781万6,000円を追加するものでございます。

次に、議案第10号 平成21年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について説明致します。

29ページをお開き願います。

本件は、国庫支出金及び府支出金の収入見込みに伴う補正及び本年度に措置しなければならない経費についての補正など、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64億3,230万1,000円を追加し、総額を2,674億6,975万9,000円と定めるものでありまして、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は第1表歳入歳出予算補正によることとし、31ページにその表を掲げております。

歳入でございますが、第2款国庫支出金、第1項国庫負担金は高額医療費負担金でありまして、平成20年度の当該負担金の精算見込みにより追加交付が見込まれる9,496万5,000円、第2項国庫補助金は、高額療養費特別支給金に係る財源措置としての特別調整交付金3,000万円でございます。

第3款府支出金、第1項府負担金は、国庫負担金と同様に高額医療費負担金1億759万6,000円でございます。

最後に、第7款繰越金、第1項繰越金は、平成20年度からの繰越金のうち、国、京都府、市町村への療養給付費負担金の返還金に相当する額として61億9,974万円を追加するものでございます。

32ページをお願いします。

次に、歳出でございますが、第1款保険給付費、第2項高額療養諸費は2億256万1,000円、第6款諸支出金、第1項償還金及び還付加算金は62億2,974万円であり、平成20年度の療養給付費負担金の精算見込みにより、国、京都府、市町村に負担いただいた当該額のうち、超過分の返還が61億9,974万円、また月の途中で加入された被保険者に対する加入月の自己負

担限度額が2分の1に引き下げられる軽減措置が平成20年4月から同年12月まで遡及適用されたことに伴い、高額療養費特別支給金3,000万円を補正計上するものでございます。

次に、認定第1号 平成20年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について説明致します。

本件及び本件の次の事件は、地方自治法第233条第1項の規定に基づき、広域連合の決算を調製し、同条第3項の規定により議会の認定に付するものでございます。

それでは、一般会計から決算の内容について説明させていただきます。

まず、39ページをお開き願います。

平成20年度一般会計歳入歳出決算総括表をご覧ください。

平成20年度は、制度開始に伴い、その運営のための予算を執行してまいりました。全体として申しますと、平成20年度の歳入歳出予算29億307万3,000円に対して、収入済額は28億7,090万9,785円、支出済額は26億6,499万5,296円で、収支差額は2億591万4,489円でございます。

続きまして、40ページをご覧ください。

歳入につきましては、広域連合を構成する市町村からの分賦金、国の保険料不均一賦課負担金及び高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金等、京都府の同じく不均一賦課負担金及び制度運営補助金等で賄われており、市町村からの分賦金である分担金及び負担金が7億1,051万1,967円、国庫支出金が16億8,188万4,886円、府支出金が1億4,599万9,476円、繰入金金が2億507万77円、諸収入が256万7,288円、繰越金が1億2,487万6,091円となっております。

次に、41ページをご覧ください。

歳出につきましては、議会費は、広域連合議員の報酬、費用弁償、議事録作成等の経費で107万4,633円を支出しております。

総務費は、24億1,000万9,711円の支出となっております。

総務費の項の内訳と致しまして、総務管理費、選挙費、監査委員費を設定しております。総務管理費は、一般事務、電算処理システムの管理運営、後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金等に関する経費で24億991万543円を支出しております。選挙費は、選挙管理委員の報酬、費用弁償の経費で3万4,860円を、監査委員費は、監査委員の報酬、費用弁償の経費で6万4,308円を支出しております。

また、民生費は、保険料の不均一賦課による減額相当額を特別会計に繰り出す経費で、2

億5,391万952円を支出しております。

なお、歳出の不用額としておよそ2億円が生じておりますが、主なものと致しまして、国保連合会等へのレセプト関連の委託経費がおよそ1億5,000万円、電算機器の購入経費がおよそ1,000万円となっております。

次に、47ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございます。

実質収支につきましては、歳入歳出差引額から繰越明許費繰越額等の財源となる翌年度へ繰り越すべき財源を控除して求めるものでございますが、平成20年度から翌年度への繰り越しはございませんので、歳入歳出差引額と同様に2億591万4,000円でございます。なお、地方自治法第233条の2の規定による財政調整基金への繰り入れは行っておりません。

48ページをご覧ください。

財産に関する調書でございます。

2の物品でございますが、取得価格100万円以上の物品は、決算年度中の増減高は2点増加で、年度末現在高は6点でございます。

4の基金につきましては、平成20年度末現在において、財政調整基金が残高ゼロ円、臨時特例基金が23億3,757万6,000円でございます。

なお、本調書における基金の年度末は3月31日でございますして、出納整理期間中の増減を含んでおりません。

また、公有財産及び債権はございません。

次に、認定第2号 平成20年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について説明致します。

それでは、お手元の資料51ページをお開き願います。

平成20年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算総括表をご覧ください。

この特別会計につきましては、主に保険給付に係る事業を経理するため、平成20年4月の制度施行により始まった会計でございますして、今回が初めての決算でございます。

まず、全体と致しまして、平成20年度の歳入歳出予算2,275億6,800万6,000円に対して、収入済額は2,210億6,780万446円、支出済額は2,108億9,207万9,670円で、収支差額は101億7,572万776円でございます。

続いて、52ページをご覧ください。

歳入につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、国、京都府、市町村な

どの応分の義務負担金、国及び京都府からの補助金、若年層からの支援金、被保険者の保険料等で賄われております。

構成市町村からは、法に基づく応分の保険給付費及び保険料相当額等を市町村支出金として398億8,657万7,709円、国庫支出金が701億8,369万6,971円、府支出金が177億489万1,000円、支払基金交付金が925億61万2,000円、レセプト1件当たり400万円を超える医療費を対象として交付される特別高額医療費共同事業交付金が2,989万659円、一般会計及び臨時特例基金からの繰入金が6億7,868万7,881円、諸収入が8,344万4,226円となっております。

53ページをご覧ください。

歳出につきましては、保険給付費は2,105億4,786万2,154円を支出しております。

保険給付費の項の内訳と致しまして、療養給付費、訪問看護療養費、審査支払手数料等で構成されております療養諸費が2,015億2,618万9,108円、高額療養費を支給する高額療養費が83億9,427万3,046円、葬祭費を支給するその他医療給付費が6億2,740万円の支出をしております。

そのほか、府財政安定化基金拠出金が1億4,424万円、特別高額医療費共同事業拠出金が3,189万7,516円、保健事業費が1億6,808万円の支出となっております。

次に、59ページをご覧ください。

実質収支に関する調書でございますが、実質収支につきましては、一般会計と同じく平成20年度から翌年度への繰り越しはございませんので、歳入歳出差引額と同様に101億7,572万円でございます。

以上、概要を説明させていただきましたが、今後とも効率的な財政運営に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、承認第4号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について説明致します。

61ページをご覧ください。

本件は、国家公務員に対する期末手当・勤勉手当の支給月数が、現下の社会情勢などを踏まえ、暫定的に引き下げられたことを受け、常勤の副広域連合長の期末手当について引き下げを行うべく、所要の条例改正を行い、平成21年5月29日付で専決処分を行ったものでございます。

具体的には、平成21年6月期における期末手当の支給月数を1.60月から1.45月へと0.15月引き下げるものであります。

次に、承認第5号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について説明致します。

65ページをご覧ください。

本件は、平成21年4月10日に政府において取りまとめられた経済危機対策等を踏まえ、平成21年度における後期高齢者医療の保険料の減額措置を実施するため、所要の条例改正を行い、平成21年6月18日付で専決処分を行ったものであります。

具体的には、被保険者均等割額が7割減額される被保険者の方に対し、被保険者均等割額を8.5割減額するということにしたものでございまして、平成21年4月1日から適用するものでございます。

次に、議案第11号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定について説明致します。

69ページを開けてください。

本件は、国から交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金を保険料8.5割減額措置のための財源に充てることができるよう、基金の処分事由を追加するものであり、公布の日から実施することと致しております。

次に、議案第12号 京都府後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

73ページをご覧ください。

本件は、船員保険法の一部が改正され、船員保険の職務上疾病・年金部門が労働者災害補償保険制度へ統合されることに伴い、条例の適用除外とされる対象者から船員保険法の規定を削除するものでございます。

次に、同意第2号 京都府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について説明致します。

人事同意案件の議案3ページをお開きください。

本件は、京都府後期高齢者医療広域連合の公平委員会委員であった人見光和君の後任として平田齊君を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

なお、この人見光和さんにおかれましては、先般ご急逝されました。今まで、広域連合に対しましても、様々な観点でご協力、ご支援を賜った方でありましたけれども、改めて皆さん方とともに人見光和さんのご功績をたたえ、ご冥福をお祈り申し上げたいというふうに思っております。

次に、同意第3号 京都府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任について説明致します。

人事同意案件の議案5ページをお開きください。

本件は、京都府後期高齢者医療広域連合の公平委員会委員である谷川利明君の任期が満了したため、谷川利明君の再任について議会の同意を求めるものであります。

以上をもちまして、議案に係る提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、ご議決、ご承認またはご同意を賜りますようお願い申し上げます。

同意第1号の採決

議長（高橋泰一郎君） ただいまご提案いただきました件について、直ちに議事を進行したいと思えます。

日程第8、同意第1号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任についてを直ちに表決に付すことについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（高橋泰一郎君） ご異議なしと認め、表決に付します。

本件について、原案どおり同意することについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（高橋泰一郎君） 異議なしと認め、本件は同意することに致しました。

ここで選任同意致しました副広域連合長の入場を求めます。

〔京都市副市長 星川茂一君入場〕

議長（高橋泰一郎君） それでは、私のほうからご紹介致します。京都市副市長の星川茂一さんであります。

一言ごあいさつをいただきます。

〔京都市副市長 星川茂一君登壇〕

副広域連合長（星川茂一君） 京都市副市長の星川でございます。

ただいまは、副広域連合長の選任につきまして、ご同意を賜りまして、誠にありがとうございました。

重責に身の引き締まる思いでございますけれども、四方連合長のもと、誠心誠意職務に当

たってまいりたいと考えております。どうぞ、ご指導のほどよろしくお願い申し上げます。
議長（高橋泰一郎君） それでは、理事者席にご着席ください。

一般質問

議長（高橋泰一郎君） 日程第9、一般質問を行います。

質問の通告がありますので発言を許します。

丹野議員。

〔12番 丹野直次君登壇〕

12番（丹野直次君） 私は、向日市議会の丹野直次でございます。

7月30日の議会役員改選におきまして、このたび初めての登場となるわけではありますが、ひとつ議員各位の皆様、また理事者の皆様、よろしくお願い致します。

それでは、高橋新議長のお許しを得まして、通告に基づき質問させていただきたいと思っております。

今般の総選挙の結果は、10年にわたる自民公明連立政権に代わって新しい政権が誕生したということでありまして、このことをいろいろ考えてみますと、とりわけ各党が掲げた政策マニフェストにあったように、一つは、医療政策分野においては、後期高齢者医療制度についての、その中心が政策に示されておったと思います。このことは、我が国の社会保障の充実が国民の間で大きな争点になっていたというふうに私は思うわけです。この結果、世界では75歳以上を別枠にした制度そのものに問題があったのではないかと、多くの府民の意識、もっと言えば民意というものがここに出たのではないかというふうに思います。

そこで、私としては、高齢者の医療費は以前のように無料にすべきだということで、国民の間から見て、そういう方向で決着がついたように思えるわけです。

そこで、今後、本制度が大きく転換される時期を迎えているということが現実味を帯びてきているわけですので、今後、やはり連合長さんとしての考えをぜひお尋ねしておきたいというふうに思います。

ところで、私は後期高齢者医療制度は廃止すべきだと考えております。この間、小泉、安倍、福田、麻生、8年間の中で、税制改革ということで、高齢者にとりましては、住民税、そして所得税も、また国保、介護保険料の値上げがございましたし、そこで医療も窓口負担

となっておりました。特に、介護保険と同様に年金天引きの強制徴収というのは非常に大きな問題があったし、2年ごとの保険料の引き上げがこれから出てくるわけでありまして、そこで、一月当たり1万5,000円未満のわずかな年金者が窓口納付となっている、こういうことでありましてけれども、そこに滞納されたら保険証を取り上げてくる等々の問題があったということは、私は全体として国民もそういうふうには思っているというふうには思っております。高齢者から見れば、この制度は強権政治そのものであって、脅威に感じられておられるというふうには思います。

そこで、この制度については、廃止、中止、見直しも含めて、私の知っている限りでは府内の21の自治体で、また全国では660を確か超えていたかと思うんですけれども、そういった地方自治体で国に対する意見書が出されたわけです。

乙訓のことを申し上げて恐縮ですけれども、2年前から去年にかけて、乙訓2市1町で組織する後期高齢者医療制度を廃止する乙訓の会というのがあるんですけれども、そこでは2万4,000筆の署名を集めさせていただきまして、それを国会に届けました。今回はどうなったかといいますと、参議院では、これは廃止だということが一たん決まったわけです。

そういうようなこともございますので、現時点に立って、総選挙の結果が出たわけでありまして、今後、国政の場で議論があるわけです。しかし、見通しとしては、遅かれ早かれこの制度の政策転換がされると思いますので、本制度についての現時点での連合長さんのお考えを、またご見解をお伺いしたいと思います。

次に、向日市では8月25日から第3回定例会を行っております。その決算資料などを調べております。議員としては、非常にここを注目しているわけですが、というのは、短期証の発行状況、滞納状況はどうなっているのか、当然職務上からも調べておく必要がありますので調べてみますと、向日市では4,467名の75歳以上の方のうち、滞納者が77名、そのうち数名は短期証が発行されているということが言われました。

短期証の発行というのは、その次は資格証明書の発行問題になっていくわけです。これは何としても避けなければならない、そういうことを訴えたいとか申し上げたいわけです。

議員各位もお分かりのように、リーマンショックから1年たちました。100年に一度という大不況下のもとで、府内の失業者も増加する悪化の一途をたどっていると思います。お金を払えない人から医療を遠ざける、そういう事態に今直面しているということは、人、殊に我々は看過してはならないというふうには思います。

滞納者をどうされるのか、まさか強制取り立てをしようなどとは考えておられないと思

います。そしてまた、そうしたことを市町村任せでさせていくのか、また短期証のことを考えていきますと、新たに別の審議会をつくらなくてはならないとか、そういったことをどのように考えておられるかということ伺いたいわけです。

そして、府内各市町村ごとの滞納者の状況あるいは短期証を発行した状況、この決算議会にぜひ示していただきたい。一体、全体がどういう形になっているのか、議員としてはどうしても知り得ていく必要があると私は思うわけです。

そういうふうな意味もございまして、この点について、資格証明書も出さないように考えなくてはならないわけですが、現在、資格証明書を出すようにという国からの指導が来ているのかどうか、そしてこれまでの国保制度では、75歳以上には保険証取り上げは禁止だと言われておったわけです。多くの高齢者の方もそう思っておるわけですが、ひとつぜひ連合長と致しまして、資格証明書は出さない、そういう対策をどのようにとられていくつもりなのかお聞きしたいということでございます。

どうか、よろしくご答弁いただきますようお願い致しまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

議長（高橋泰一郎君） 答弁を求めます。

広域連合長様、ご答弁をお願いします。

〔広域連合長 四方八洲男君登壇〕

広域連合長（四方八洲男君） ただいまの丹野議員のご質問にお答え致します。

丹野議員にありましては、今回が初めての議席だというふうなことで、過去の経緯、過去の議論の中身をどれほど認識しておられるかわかりませんが、こういうことのやりとりは随分、その都度ございまして、私も何回も何回も答弁してまいり、そしてこの京都府後期高齢者医療の広域連合としましては、この制度の堅持、そして改善を求めていくという姿勢で一貫してまいりました。

すなわち、そもそもこういう新しい制度が何で必要だったのかということですね。

共産党の皆さん方は、老人保健特別会計、そのままでもよろしい、そこに税金をどんどん注ぎ込んでいけばよろしい、あるいは現役の皆さん方の負担をどんどん求めていけばよろしいというふうな見解であったと思います。それはそれで一つの見解です。

でも、共産党を除くすべての政党、超党派で、8年間、この老人保健特別会計の行き詰まり、そしてまた後期高齢者が非常に人数が増えてくる、医療費も既に10兆円ぐらいになっているわけですね。全部で35兆円ぐらいでしょうか、30パーセントに近い医療費が75歳以上の

分で、皆さん方がお支払いしておられるんですね。そういう医療給付というものを確保する、あるいはまた現役世代がどんどん人数的にも少なくなる、そして負担も多くなる、こういう現状、いわば逆転しつつある現状、この現状に対して、いかにして75歳以上の人あるいはまた65歳以上の人もそうですけれども、そういう皆さん方に、所得、年金の高い方にはそれ相当の負担もお願いしながら、なおかつ保健予防に力点を置き、そして安定した医療制度というもの、あるいは国民皆保険制度というものを確保する、そういう目的をめぐって、いかなる制度がいいだろうかということで、8年間、研究に研究を重ねてこられたわけですね。その結果として、この制度が出た。

確かに、この制度が打ち上げられたときに、名前が悪いやとか、あるいはもう少し低額所得者に対する保険料の措置、そういうことも配慮しないかんじゃないかなというふうな様々な意見が出たことは、これは確かでございます。私も、そういうふうに思いましたから、名前はこれはふさわしくないなとも思いましたし、その後、長寿医療制度というふうに変わりましたけれども、しかしながらそういう改善がずっとこの間、準備の段階から行われてきたわけでございます。まず、そういう事実がある。

そして、結果として、当初は多少相談がございました、あるいはもちろん苦情もございました。しかしながら、今はちょうど制度の正式発足から1年半たった現在においては、そういう苦情、相談というのはほとんど一切ございません。もしも、おっしゃるように、これがうば捨て山へ行け、すぐに死になさいというふうな制度だったら、75歳以上の皆さん方が黙っておりますか。私は、このCOCON烏丸の周りを十重二十重にそういう皆さん方が取り巻かれるに違いない、国会でも何万という皆さん方がデモでこの制度に対する糾弾をされるに違いないと思います。しかし、そんな事実があったでしょうか。

今回の総選挙におきましても、この後期高齢者医療制度の廃止という問題は、それほど前面で出てこなかったではないですか。むしろ、こうして安定した制度になりつつある。改善・改革を加えつつある。そういう中で大事なものは、75歳以上の皆さん方は、また変わるんか、また元へ戻るんか。

例えば、京都市の国保の皆さん方あるいはまた宇治市の国保の皆さん方、この皆さん方においては、ほとんど100パーセントに近い方々が全部保険料下がっているわけです。老人保健特別会計に戻せということは、もう一遍、保険料を上げないかんわけです。この差額を一体どうするんでしょうか。

そういうことの内容も一切示すことなく、マニフェストに後期高齢者医療制度の廃止とい

うことだけが書かれて、そしてこれはたまたま、先ほどおっしゃったように参議院で廃止法案が可決されたということに基づいて、いささか現実的ではないけれども、まあ振り上げたこぶしはそのまま置いとかなしやあないんやというふうな考え方でそのまま提出された、これが私は民主党あるいは社民党の皆さん方、ほかの皆さん方の実態だったというふうに思っております。

こういうやりとりの中で、今まで一貫して、この連合議会でもそうでございますけれども、ほんなら先ほど言ったような趣旨に沿って、現役世代の負担がどんどん増えてくる、後期高齢者の医療費がどんどん増えてくる、この事態に対して、一体財源はどうするんだ、どういう制度をつくるんだということについて、一切具体的な提案がございません。民主党政権にも一切ございません。ございませんから、私は、少なくとも日々27万人の京都府下の後期高齢者、皆さん方の医療に責任を持つ立場でございます。一日たりともおろそかにできない立場でございます。医療機関との信頼関係を継続していかなくてはなりません。

そんなことで、私は、実は私の責任で、後期高齢者医療制度の廃止について、民主党鳩山由紀夫さんに抗議と質問状を出しました。皆さん方のお手元に配付していただいていると思っておりますけれども、もう読んでいただいたと思いますが、民主党は、もしも政権をとったら後期高齢者医療制度を廃止と書いてある。ならば、いつまでにどうするんだ、どういう制度に戻すんだ、あるいはどういう制度に転換するんだ、そのことを明確にせずに、ただただ廃止、廃止と言え、後期高齢者の皆さん方、27万人の皆さん方の動揺と不安が広がります。私は、そういう動揺と不安をなくして、皆さん方に安心して医療にかかってもらう体制を今まで一生懸命、議会の皆さん方、心ある皆さん方と一緒に築いてまいりました。それを壊そうというんですから、壊すなら壊すで安心できる医療制度というものを提示すべきである、そういう立場で、私は鳩山由紀夫さんに、26日までに回答してくれ、選挙の一つの争点とするならば、その内容について明確にするのが当たり前ではないかと、そのことにおいて、私は回答があればもちろん議員の皆さん方にもお伝えし、あるいはまた府民の皆さん方にもお伝えしながら判断を求めたい、そんな思いでこの公開質問状を出しました。

しかし、26日を経た現在に至るも、鳩山由紀夫さんは、27万人の後期高齢者がいるこの京都府の広域連合に対して何らの回答を寄せておりません。地方分権、大事にしたい、地方の意見を大事にしたいと言いながら、まさに都道府県単位でつくっているこの広域連合、まさに地方分権じゃないでしょうか。その責任を持つ私が、質問状を出し、抗議をしながら、何ら一切回答しない、私はこの不誠意な態度に憤りを感じております。

そういう経過をお知らせしながら、私のこの後期高齢者医療制度の廃止ということについては、全然廃止する必要はない、ようやく定着してきたと、更に改善・改革を加えなければならない、財源の当てをしっかりと、そしてその上で後期高齢者、大体220万円ぐらい以上の年金の方は、例えば綾部市では、これは保険料の負担が増えております。そういう皆さん方は本当に気の毒だと私は思う。軽減措置をしても、そういうことになっている。だから、せめて国保におられたときの保険料に戻したいなというふうに私は思っておりますけれども、そういうためにも財源がやっぱり必要なわけでございます。

そういう意味で、明確な財源も用意しながら、そうした改善・改革を加えることは非常にいいことだと思いますし、そしてまた75歳以上の後期高齢の皆さん方に対して、できれば医療機関にかかるのを控えながら、同時に保健予防に努めていただく中で、医療費の節減にお互いに協力しようじゃないかと、現役世代に対するこれがプレゼントだと、我々ができるプレゼントだというふうなお気持ちを持っていただいて、そして合理的な医療機関の活用をしていただくというふうな意識、そういうことをやっぱり喚起することは全然私は間違っていないというふうに思っております。

本音で物事はしゃべらないかんとおもいます。当たりさわりのいいこと、ただただ制度廃止ということ唱えるだけ、このことを政局にする、矯めにする、私はこういう姿勢というものは、これは本当に75歳以上の皆さん方を思っただけの行動ではない。まさに矯めにする、政局にする言動であるということ私を改めて感じておりますから、いよいよこの制度は堅持発展するということが大事だということを確認致しております。

あとの質問については、副連合長から答弁させていただきます。

以上です。

議長（高橋泰一郎君） 山田副広域連合長、よろしくお願ひ致します。

〔副広域連合長 山田昌弘君登壇〕

副広域連合長（山田昌弘君） 資格証明書につきましては、特別の事情がある場合を除き、保険料を1年以上滞納している場合は交付する旨が法に規定されており、その交付の趣旨は、保険料を滞納している被保険者の方とできるだけ接触を図る機会を確保することによって考えております。このため、保険料の納付期限から1年以上滞納している方については、できる限り当該被保険者との接触を図り、事情を十分聴取し、きめ細かな納付相談、納付指導を行うなど、被保険者の個別事情に配慮し、実態に応じて適切に対応し、機械的に一律に交付することは考えておりません。

ただし、資力があるにもかかわらず納付されないいわゆる悪質滞納者の場合は、きちんと納付されている被保険者の方との負担の公平性の観点からも、国民皆保険を維持していくためにも、やむを得ないと考えておるところであります。

なお、現時点で、府内全体での短期証を交付している方は213名で、資格証明書を発行している方はおられません。

今後とも、保険料の収納を行う市町村とも十分に連絡を図り、慎重に対応してまいりたいと考えておるところでございます。

議長（高橋泰一朗君） 丹野議員。

〔12番 丹野直次君登壇〕

12番（丹野直次君） 連合長様から、非常に熱い思いで、本音でご答弁いただきましてありがとうございます。

時間も参っておりますので、今後の政局でどうなるかで、やはり政治というのは、私も議員30年させていただいておりますけれども、やっぱり変わるときには変わらないと、ずるずるとしたものを持ってはならないし、民意というのがここに反映されたら、それが政治の本音であるというふうに僕は思いますので、また連合長さんとは立場を異にしていることは重々承知致しておりますけれども、今後また頑張っていきたいなと思っております。

それから、短期証の発行とあわせて、滞納者の人数が出てなかったように思うんですけども、そのところも含めて教えていただきたいということと、全府下市町村の資料、この質問の終わった後に、午後からでも我々議員にぜひ配付していただきたい。我々は、地方議会の議員といっても、議会に行き報告する義務があるんです。したがって、213名及び滞納されている方の人数を示した資料をぜひ要求したいということですので、議長さんのほうでひとつよろしく取り扱っていただきたいと思います。

議長（高橋泰一朗君） それでは、後ほど提出するということによろしゅうございますか。

はい、どうぞ、広域連合長。

〔広域連合長 四方八洲男君登壇〕

広域連合長（四方八洲男君） 再質問ということではないだろうと思っておりますけれども、変わるときには変わったらよい、これは全くそうです。何も改革を私は否定していない。私は、もともと改革派です。

しかし、不易流行というのがあります。変えてはまずいこと、この際、変えるタイミングであると、これが政治家が判断せないかんことです。後期高齢者医療制度は、先ほどから言

いましたように、まあ10年間ぐらい論議した結果として施行されて改善されていっているわけですね。そういう安定した制度になりつつあるものをひっくり返すという必要がどこにあるのかです。

その点について、ほとんど今回の選挙においても論争の種になっていない。なぜならば、私は驚いた。城南新報9月3日付、この中で厚労省の副大臣になるかなというふうにうわさされている山井衆議院議員が広域振興局の局長と会談をし、その終わりが、あるいは後で記者会見したのか知りませんが、後期高齢者医療制度の問題について、こういうふうにおっしゃっています。この答弁をする前に、私は、あらかじめ城南新報の編集部に間違いのないことを確かめてから引用するわけでございますけれども、それによりますと、後期高齢者医療制度あるいは障害者自立支援法などの廃止を言ってきたが、地方自治体が大混乱に陥るので、強引にできるものではない。後期高齢者医療制度は、京都府でも広域連合ができており、地方自治体に迷惑をかけず、相談しながら丁寧にやっていくしかない。どうですか、皆さん。このことがマニフェストに書いてありますか。表に出ているのは後期高齢者医療制度の早期廃止でしょう。

政権が近づいてきた途端に、我々地方自治体が混乱するぐらいのことは、そんなことは分かりきったことでしょう。しかも、その制度の問題については、10年間、研究会あるいは準備、あるいは実施に参加してきたわけでしょう。途端に目の前に政権が来たら、こういうふうの後ずさりする、これが先ほど言われた丹野さんのおっしゃるような、変わることは、あえてやることはいいんだというのは民主党の主張であったわけです。それなのに、なぜこんなにひるんだことを言うんですか。

私は、実態、実績というものをきちんと検証せずに、そしてまた我々が、地方自治体の窓口あるいは市町村から出向していただいたたくさんの皆さん方が、この事務所に詰めて、そして日々の後期高齢者医療制度の安定化のために努力している。こういう汗を見ずに、ただただ政局絡みの後期高齢者医療制度廃止。彼が一番、私が聞いていたら、これは年寄りに死ねというもんやということを大いに主張してまいり、いろんな番組で主張しています。ならば、死ねというふうな制度だったら、一日も早くやめるのは当たり前じゃないですか。こういう姿勢に対して、私は、少なくとも責任持ってやってきた立場として、非常にこれは悲しいことだと思います。だから、改めて、民主党に対しても、後期高齢者医療制度廃止については撤回せいということ、この広域においても展開させていただいて、そのことをどうぞ皆さん方、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

以上でございます。

議長（高橋泰一郎君） 熱い答弁ありがとうございました。

はい、副連合長。

〔副広域連合長 山田昌弘君登壇〕

副広域連合長（山田昌弘君） 滞納者の状況でございますけれども、滞納者という位置づけの定義がまだはっきりしない。と言いますのは、保険料通知書の場合は、何期に分けて収納するというような形になりますから、どこの時点で滞納という部分に入れるかどうか。というのは、まだ1年間たってない状況の中でということもありますので、そこら辺の状況が明らかになれば、そのところを踏まえて数字が出せると思いますけれども、今現在は、私どもとしては、これまでの状況の中で短期証を出した部分についても、保険料納付額の2分の1以上納めていないという状況のもとで整理させていただいたということでございますので、その定義が明らかになった時点で滞納者の状況については出させていただくということでご理解いただきたいと思います。

議長（高橋泰一郎君） よろしゅうございますか。

〔発言する人あり〕

議長（高橋泰一郎君） 時間が限られておりますので、議事を進行致したいと思っております。

こちらに申し出られた一般質問は、これで終結したいと思います。よろしくご理解ください。

承認第2号の質疑、討論、採決

議長（高橋泰一郎君） 日程第10、承認第2号 平成20年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算につきましては、質疑または討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論については終結致します。

それでは、承認第2号 平成20年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算を表決に付します。

本件については、原案のとおり承認することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（高橋泰一郎君） 挙手全員であります。

よって、本件は承認されました。

承認第3号の質疑、討論、採決

議長（高橋泰一郎君） 日程第11、承認第3号 平成21年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算については、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論については終結致します。

それでは、承認第3号 平成21年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算を表決に付します。

本件につきましては、原案のとおり承認することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（高橋泰一郎君） 挙手全員であります。

よって、本件は承認されました。

議案第9号の質疑、討論、採決

議長（高橋泰一郎君） 日程第12、議案第9号 平成21年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論については終結致します。

それでは、議案第9号 平成21年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）を表決に付します。

本件については、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（高橋泰一郎君） 挙手全員であります。

よって、本件は可決されました。

議案第10号の質疑、討論、採決

議長（高橋泰一郎君） 日程第13、議案第10号 平成21年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論については終結致します。

それでは、議案第10号 平成21年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を表決に付します。

本件については、原案のとおり可決することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（高橋泰一郎君） 挙手全員であります。

よって、本件は可決されました。

認定第1号の質疑、討論、採決

議長（高橋泰一郎君） 日程第14、認定第1号 平成20年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論につきましては終結致します。

それでは、認定第1号 平成20年度京都府後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定を表決に付します。

本件については、原案のとおり認定することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（高橋泰一郎君） 賛成26、反対2。

よって、本件は認定されました。

申し訳ないです。度々数字を訂正することをお許しく下さい。今、カウントしました最終には25対3ということがございますので、認定するということをご了承賜りたいと思います。よろしゅうございますか。

〔「はい」と言う人あり〕

議長（高橋泰一郎君） それでは、次はまた質問がございますので、12時45分まで暫時休憩致したいと思いますので、ひとつその間昼食等にお時間を要していただきまして、12時45分、5分前ぐらいにはもう一度ここへお集まりいただきますようお願い致します。

休憩 午前 11時45分

再開 午後 0時45分

議長（高橋泰一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど、要求がありました市町村別短期証発行者数は、お手元に配付させておきましたので、参考にしていただければ幸せでございます。

それでは、順序よく作業を進めていきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願い致します。

認定第2号の質疑、討論、採決

議長（高橋泰一郎君） 日程第15、認定第2号 平成20年度京都府後期高齢者医療広域連合特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、質疑の通告がありましたので、通告順に発言を許します。

せのお議員。

〔1番 せのお直樹君登壇〕

1番（せのお直樹君） 京都市のせのおです。

認定第2号 平成20年度後期高齢者医療特別会計決算についての質疑を行います。

1点目は、資格証明書の発行にかかわる問題です。

資格証明書の発行が、事実上、医療を受ける権利を被保険者から奪うことになるのは明らかです。高齢者の場合は、医療を受けられずに重症化を招いて取り返しのつかない事態に至ることは容易に想像ができます。私は、原則として資格証明書を発行すべきではないと繰り返し求めてきました。

今年の2月の第1回定例会で、私の質問に対し山田副連合長は、納付期限から1年以上滞納している方につきましては、できる限り当該被保険者との接触を図り、事情を十分聴取し、きめ細やかな納付相談、納付指導などを行う、被保険者の個別事情に配慮し、実態に応じて適切に対処し、機械的に一律に交付することは考えておりませんと答弁されておられます。

保険料の徴収が始まって1年が経過しました。

1点目、配付されております質問の概要に書かれておりました短期証の発行の人数と市町村別の内訳については、資料として提出されておりますので、この質問については省略を致します。

資格証明書を発行しない場合のいわゆる特別な事情に関してですが、国の通知も出されているところですが、その内容についてご説明をいただきたいと思います。

また、滞納者に対して今後どのように具体的な働きかけをされるのか、また資格証明書は原則として発行すべきではないというふうに考えますが、その点についても改めてご答弁いただきたいと思うんです。

短期保険証についても、実は様々な問題があります。短期証が切れている間に受診抑制の起きる可能性があることが医療関係者から指摘されているところです。私は、短期証の発行は止めて、被保険者全員に通常の保険証を渡すべきだと考えますが、その点についてのご見解を伺いたいと思います。

また、短期証が発行された場合は、高額医療の限度額認定証が発行されずに被保険者の負担が大変大きくなるという問題があります。京都における対応はどのようになっているのか、また限度額認定証はすべての被保険者に発行すべきだと思いますが、いかがですか。

次に、京都府の補助金ですが、今決算年度と本年度の補助金額は同額か。独自に保険料を下げるための府補助金の役割は極めて重要なわけでありますから、補助金増額に向けて京都府に今回どのように働きかけてこられたのか、2月の際にもお伺いしたんですが、再度ご答弁いただきたい。

それと、人間ドックにつきましては、被保険者の負担を軽減する仕組みをつくるべきだと求めてまいりました。その点について、どのような検討がなされてきたのかお答えいただきたいと思います。

最後に、一部負担金の減免についてです。

一部負担金の減免は、条例での定めがありません。京都で一部負担金の減免が適用された例はあるのでしょうか。独自の条例をつくって適用を実体化させるべきだと思いますが、この点についてもご答弁いただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

議長（高橋泰一郎君） それでは、答弁を求めます。

広域連合長。

〔広域連合長 四方八洲男君登壇〕

広域連合長（四方八洲男君） せのお議員のご質問にお答え致します。

京都府からの補助金についてでございますけれども、前回の議会でも答弁を致しましたが、そのときの状況から変わっておりませんが、本制度の開始に合わせまして、京都府のいわゆる法律に基づく通常の軽減策等に対する負担金、これは当たり前のことでございますけれども、それ以外に補助金というものを要望してまいりまして、結果としては、金額がまだまだ少ないというふうなご意見もあろうかと思っておりますけれども、一応この被保険者の保健予防にかかわる保険料の部分、この部分に対する補助金という形で平成20年度は給付いただきました。

21年度についても、保険料が、2カ年補助するという設定でございますので、21年度についても引き続き同様の金額を最低保証していただきたいというふうな要望を出し続けてまいりまして、結果的には昨年と同様の金額について補助金を出すということに相なりました。

これからも、広域連合、本来であれば京都府が中心になってやるべきことであって、今後とも要望してまいりたいというふうに思っております。

更に引き続いて、来年度以降も京都府の補助金については、保健予防にかかわってでも結構でございます。ともかく絶対額を増やしてくれという要望はすべきだし、本来、京都府が本当はこういう広域連合の任務であって、わざわざ丹波の綾部から1時間半もかかって出てこないかん連合長を必要とするというのはちょっとおかしい、これはかねがね私は言っているとおりでございます。そういうこともございますので、更に増額については強く要望してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（高橋泰一朗君） せのお議員、それでよろしゅうございますか。

山田副連合長、よろしく申し上げます。

〔副広域連合長 山田昌弘君登壇〕

副広域連合長（山田昌弘君） 資格証明書に関連につきまして、国の運用にかかる留意点等について詳しく説明をしてくださいというふうなご質問だと思います。

いずれにしましても、私ども、先ほど丹野議員にも回答させていただいたように、特別な事情がある場合を除き、資格証明書を発行すると説明をさせていただきます。その特別な事情というのは、やはり保険料を払うことが非常に困難と思われる方については、極力資格証明書の交付に至らないようにしていただきたい。例えば、失業で収入が全くないとか、いろ

んな項目があるんですけども、ここでずっと羅列するのもなんですから、要するに生活状況が非常に厳しい状況に置かれている人については、それと低所得者の方については、資格証明書を交付すると全額を支払うというような状況になりますので、それで受診抑制も働くということも当然考えられます。そういった状況については、資格証明書の交付に至らないようにしてくださいということで通知を受けておるところでございます。私どもの運用基準も、国の基準を踏まえて対応するような形でとっておりますので、そういう点で医療受診が抑制されるようなことが起こらないように対応はしていきたいと考えているところでございます。

それから、短期証が発行された場合でも、限度額認定証については交付するという考え方で対応していきたいと思っております。

それから、人間ドックの関係でございますけれども、前回の議会でもお答えしたとおり、多額の経費を要しまして、被保険者の皆さんの保険料の増額につながるということで、基本的には各市町村に実施の判断をゆだねているところでございます。

今年度、府内で人間ドックを実施している市町村は、20年度におきましては6市町村、それから21年度、今年度、新たに4市町村で実施予定と伺っております。

また、この関係につきましては、私ども保険医療協議会も開催しておりますので、そこらあたりのご検討も踏まえて、どういった方途が考えられるのか、いずれにしても経費が非常にかかるという問題がネックになっておりますので、そこら辺も踏まえて検討はしてみたいと思っておりますけれども、実現に至るまでは困難性があるかと判断しているところでございます。

それから、一部負担金の減免につきましては、法令及び国の通知に基づいて事務を進めておりまして、9月1日現在、1件の適用があったところでございます。

以上でございます。

議長（高橋泰一郎君）　せのお議員、よろしゅうございますか。

それでは引き続きまして、宮嶋議員に質問をお願いしたいと思います。

質疑は2回限りでございますので、ご了承の上、1人当たり約20分でよろしく願います。

〔18番 宮嶋良造君登壇〕

18番（宮嶋良造君）　18番、木津川市の宮嶋良造です。

2点についてお伺い致します。

議案書54ページ、1項市町村負担金、1目保険料等負担金、ここでは収入未済額はゼロと

なっておりますが、各市町村では滞納が生まれております。木津川市では626万9,409円、普通徴収の割合では4.32パーセントの滞納となっております。各市町村ではどのようになっているのか、ご報告いただきたい。

この後期高齢者医療制度は、監査報告で次のように示しておりますが、高齢者の心情に十分に配慮していない面があったこと、制度についての説明が不十分であったことなどの課題もあり、被保険者を初めとした国民の間に大きな混乱が生じ、強い反発を招くことになったと書いております。しかも、滞納は、自公政治がつくった貧困と格差の拡大、高齢者への雪だるま式の負担増が大きく影響していると考えます。連合長は、滞納についてどのようにお考えか、また今こそこの制度は廃止して、高齢者への医療・介護の充実が必要だと考えております。

次に、議案書58ページの、4款保健事業費、1項健康保持増進事業費、1目健康診査費についてであります。

支出済額が1億6,808万円、不用額が9,644万3,000円となっておりますことについてお聞き致します。

成果報告書6ページによりますと、この執行率は63.5パーセントであります。項の名前が示すように健康保持増進事業であり、予算も基本的には100パーセント執行する内容であろうかと思えます。これも、木津川市の例を申し上げますと、昨年度、1,578人が受診し、受診率は28.4パーセントでありました。決算金額では1,463万7,264円で、これは当初予算の101.6パーセントとなっております。保健事業の実施は各市町村の取り組みですので、自治体間の違いがあるでしょうが、予算の執行率が63.5パーセントというのは低いのではないかと、その理由をどのように分析されているかお聞かせください。

そして、市町村の中でも成果を上げているところもあろうかと思えますので、その教訓を広げることが大事だと思います。お考えをお聞かせください。

以上であります。

議長（高橋泰一郎君） ただいまの議員の質問について、山田副連合長にお願いします。

答弁を求めます。

〔副広域連合長 山田昌弘君登壇〕

副広域連合長（山田昌弘君） 宮嶋議員のご質問にお答えさせていただきます。

後期高齢者医療制度についての考え方につきましては、先ほど丹野議員で連合長がお答えしたとおりでございますので、ご理解賜りたいと存じます。

それから次に、保険料の徴収でございますけれども、保険料の徴収そのものは市町村の業務ということになっているところでございます。各市町村からの報告に基づき集計したところ、平成20年度普通徴収のみの収納率は、京都府全体で97.38パーセント。全国の様子は厚労省から発表されていますけれども、全国で17位という状況でございます。それから、未納額としては、約2億円ということになっております。

それから次に、保健事業の執行率が非常に低いということに対するご質問でございますけれども、この一番大きな原因としましては、後期高齢者に対する健康診査と介護保険における生活機能評価とを同時に実施した場合、生活機能評価での経費負担があるために後期高齢者医療の健康診査の額が低くなるという結果がございます。要するに、国のほうで、生活機能評価のほうで予算措置で執行が見られるということで、実際に健康診査をやったとしても、その部分は単価が割安になるというような仕組みになっているところでございます。そういったことで、結果的に経費負担が下がっているということが考えられます。

いずれにしても、受診率につきましては、当初想定を若干下回った状況になっておりますので、今後、受診率の向上が図れるよう、各市町村とも連携を図りながら積極的に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

議長（高橋泰一朗君） よろしゅうございますか。

18番（宮嶋良造君） 再質問。

議長（高橋泰一朗君） はい、どうぞ。

〔18番 宮嶋良造君登壇〕

18番（宮嶋良造君） 普通徴収の滞納、徴収率、逆に言えば滞納率が出てくるわけですが、全体では報告がありました。今、各市町村では、9月議会で決算認定が進められていると思います。最終的には12月議会まで待たなければならぬわけですが、今、数字が全体出ているわけですから、ぜひ自治体別にもご報告いただきたいというふうに思います。その点、各市町村長が責任を持って決算を議会に提出したわけですから、わかるわけですので、各自治体別にお願いをしたい点と、それから2点目の、予想より少し下回ったということと、先ほどの介護保険との絡みで補助は少なく済んだんだということでしたが、受診率が予想、想定より下回ったというお話がありました。

これも、実施するのは各自治体ですので、自治体間による違いもありましようから、健康保持を進めるという点で、また医療費を抑制するという点で健康診査は大事かと思っております。

で、成果を上げている自治体、その教訓を広げることがやはり大事ですので、その点で、そうした教訓をどう引き出して、全体にどう広げようとしているのか、再度その点についてお答えいただければありがたいと思います。

以上であります。

議長（高橋泰一郎君） 山田副連合長、よろしく申し上げます。

〔副広域連合長 山田昌弘君登壇〕

副広域連合長（山田昌弘君） 市町村ごとの収納率の状況につきましては、1点、また提出を、今日、ちょっとまだこちらのほうに持っていませんので、出させていただくように考えております。

それから、保健事業の市町村の受診率が非常にいいところをケースとして全体を広めるといようなご質問ですけれども、私どもは、老健時代に健康診断の状況が一定20パーセント前後だったと思うんです。それを、一応予想受診率というような形で整理をさせていただいております。確かに、おっしゃるように、市町村によって、従前の進め方が非常に積極的なところとそうでないところの受診率の状況の違いは多少はあろうと思います。そういった受診率が高い地域の状況等を各市町村さんには、お示しをする中で、全体的に健康維持が図れるような対策を講じていただくように協議はしていきたいと考えているところであります。

以上でございます。

議長（高橋泰一郎君） よろしゅうございますか。

それでは、今、先ほどの短期証発行の資料のようなものをちょっと持ち合わせておらないということで、後ほど皆さんのほうに送付するというご理解いただきたいと思っております。

以上で質疑は終結致します。

本件につきましては、討論の通告がありませんでしたので、討論について終結致します。

それでは、認定第2号 平成20年度京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを表決に付します。

本件について、原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

議長（高橋泰一郎君） 賛成25、反対3。

よって、本件は認定されました。

承認第4号の質疑、討論、採決

議長（高橋泰一郎君） 日程第16、承認第4号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論については終結致します。

それでは、承認第4号 京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を表決に付します。

本件については、原案のとおり承認することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（高橋泰一郎君） 挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

承認第5号の質疑、討論、採決

議長（高橋泰一郎君） 日程第17、承認第5号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論については終結致します。

それでは、承認第5号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を表決に付します。

本件について、原案のとおり承認することについて賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（高橋泰一郎君） 挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり承認することに決しました。

議案第11号の質疑、討論、採決

議長（高橋泰一郎君） 日程第18、議案第11号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定については、質疑及び討論の通告が

ありませんでしたので、質疑及び討論については終結致します。

それでは、議案第11号 京都府後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例の制定についてを表決に付します。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（高橋泰一郎君） 挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

議案第12号の質疑、討論、採決

議長（高橋泰一郎君） 日程第19、議案第12号 京都府後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、質疑及び討論については終結致します。

それでは、議案第12号 京都府後期高齢者医療広域連合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について表決致します。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

議長（高橋泰一郎君） 挙手全員であります。

よって、本件は原案のとおり可決することに決しました。

同意第2号の採決

議長（高橋泰一郎君） 日程第20、同意第2号 京都府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任についてを直ちに表決に付すことについて異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（高橋泰一郎君） 異議なしと認め、表決に付します。

本件について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（高橋泰一郎君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり同意することに決定致しました。

同意第3号の採決

議長（高橋泰一郎君） 日程第21、同意第3号 京都府後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任についてを直ちに表決に付すことについて異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（高橋泰一郎君） 異議なしと認め、表決に付します。

本件について、原案のとおり同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（高橋泰一郎君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定致しました。

発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（高橋泰一郎君） 日程第22、発議第2号 後期高齢者医療制度の堅持及び改善に関する決議を議題と致します。

提出者から趣旨説明を求めます。

藤田議員

〔5番 藤田正一君登壇〕

5番（藤田正一君） 舞鶴市議会の藤田正一でございます。

発議者を代表致しまして、案文を朗読させていただきます。提案にかえさせていただきます。よろしくお願い致します。

後期高齢者医療制度の堅持及び改善に関する決議（案）。

後期高齢者医療制度は、高齢者の医療費を安定的に支え、国民皆保険制度を将来にわたって維持し、従来の老人保健制度が抱える問題点を解決するため、10年に渡る議論を経て、平成20年4月から施行された。

制度施行当初は、高齢者の心情に配慮していない面があったことや制度に対する説明が不十分であったことなどにより、国民の間に大きな混乱が生じたり、強い反発を招いた。

このため、高齢者の置かれている状況に配慮し、きめ細やかな対応を図る観点から国、広域連合、市町村において様々な改善策を実施するとともに、広報・周知活動に努めてきた。

この結果、施行1年余りを経過して、ようやく制度が軌道に乗り、定着しつつある。

ところが、今般の衆議院議員総選挙の結果、マニフェストに後期高齢者医療制度の廃止を掲げた民主党が多数の議席を占め、政権を担当することとなったところである。

後期高齢者医療制度が廃止された場合、これまで老人保健制度が抱えていた問題の解決を遠ざけ、制度の度重なる大幅な見直しにより高齢者や制度を実施する現場に大きな混乱が生じることが懸念される。

また、保険料の下がった方の負担が再び上がるなどの問題を発生させ、高齢者の不安を増大させ、高齢者の安定的な医療の確保を困難にするものである。

よって、本広域連合議会は、国に対し、後期高齢者医療制度を堅持のうえで、制度の安定化、改善を図られるとともに、中長期的な視点に立った財源の確保を図り、引き続き高齢者の負担軽減に努めることを強く求めるものである。

以上であります。

どうか議員の皆さん、ご理解十分賜りまして、賛同よろしくお願い致します。ありがとうございました。

議長（高橋泰一朗君） 本件につきましては、質疑の通告がありますので、発言を許します。

浅井議員。

〔7番 浅井厚徳君登壇〕

7番（浅井厚徳君） 7番、宇治市議会から選出されました浅井です。

ただいま、後期高齢者医療制度の堅持及び改善に関する決議が提案されましたことに関しまして質疑したいと思いますが、本来ならば、議会運営委員会のような場所がありましたら、そこで質問したほうがよいのかもわかりませんが、広域連合議会の場合、そういう場がないようですので、この場で質問させていただきたいと思います。

今、決議がご提案されましたが、その中に民主党のマニフェストの内容に触れられています。確かに、後期高齢者医療制度については廃止ということを出しておりますし、そのことについて見解が述べられているということでもあります。

マニフェストは政権公約でありますので、当然ながら基本的に任期中に実行に移していく

べきものであるということは当然だと解釈すればいいんじゃないかと思います。しかし、任期中に実行に移していくべきものでありますけれども、すぐに実行に移していくべきものと、またあるいは長い時間をかけて議論していきながら移していくべきものと、当然いろいろと分かれてくるものだと思います。

現在、ご案内のとおり、新政権がまだ正式にスタートしていない段階において、すなわち具体的なプロセスについて出されていない現段階において、あえて今この時期に決議案を提案される意味についてお尋ね致します。

あわせて、当局のほうに対しまして、現時点において、国のほうからこの件について何らかの考え方や指示が出されているのでしょうか、この点についてお尋ね致します。

以上です。

議長（高橋泰一郎君） 藤田議員。

〔5番 藤田正一君登壇〕

5番（藤田正一君） 先ほどの質疑でございますが、先ほどもお話しさせていただきましたとおり、先般行われました衆議院選挙では民主党が大幅に座席を増やしまして政権交代が実現することになったのであります。

民主党のマニフェストでは、後期高齢者医療制度の廃止を掲げていますが、廃止の手続、工程が明らかではなく、平成22年度から平成24年度に財源を確保しつつ順次実施するとなっているものの、廃止後の後期高齢者医療制度の姿が明らかになっておりません。

前回、野党でありました民主党を中心に、後期高齢者医療制度廃止法案が参議院に提出されたところであります。そのときのように老人保健制度に戻すというようなお考えはないと思いますが、制度を元に戻したり、度重なる制度の変更により被保険者を混乱の中に陥れるものではなく、将来に渡りお年寄りが安心して医療を受けていただくためにも、現行の制度を堅持し、その中で改善策を進めていくことが肝要であると思っております。

そのためにも、新政権は正式にスタートしていない段階であります。よりよい政策を導いていくためにも、議会として意思表示を行うことが必要と考え、本決議案を提案した次第であります。ご理解いただきたいと存じます。

なお、お聞きしたところによりますと、この広域連合会議は、選挙後では京都が初めてということをお聞きしています。したがって、この京都の決議につきましては、全国に大変影響を及ぼすものと考えております。ぜひ、議員の皆様方にはご賛同賜りますよう、よろしくお願い致します。

議長（高橋泰一郎君） 当局のほうから、広域連合長による答弁。

〔広域連合長 四方八洲男君登壇〕

広域連合長（四方八洲男君） 先ほど私が答弁しましたように、そういうふうな中身を、やっぱりマニフェストで少なくとも廃止ということをやられた以上は、次はどんなんじやろうというのは、これは当然後期高齢者の対象の皆さん方ばかりではなくて、我々27万人の皆さん方を預かっている後期高齢者の連合としての懸念であるわけです。だからこそ、私は、8月22日に鳩山代表に対して、具体的に用意されているのはどういう制度なのか、そしてどういう工程によって、いつまでにどういうふうにやっていくんだ、財源等についても、どういうふうに具体的になっているのかというふうなことを問いただしたわけですが、答弁しましたように、いまだ回答がないという状態でございます。

これは、私は、引き続いて政権がそういう形で移行した段階でも、我々としては、これは本当に日々の我々の業務にかかわる問題、例えば平成21年度中に、この非常に手狭になった、しかもレセプトも電子決裁するというふうな時代でございまして、その事務所についても移転計画というのを持っておりました。しかし、21年度中にはやらない、来年度以降に持ち越すということになりましたから、皆さん、そこの事務所へ行って見てください。本当に手狭なところで皆さん一生懸命やっています。これは近々の課題ですよ。それを移転しようと思ったら、当然引っ越しの費用から、新たなところの権利を獲得する、そういう料金から何から何まで金がかかるわけです。だからこそ、私はそういう無駄をしてはいけない、廃止をすと言ったら、いつまでに廃止するんだ、そしてこういう制度にするんだというのを答えるのが政権を担おうとする民主党の当然の任務じゃないかなというふうに思って質問したにもかかわらず、26日現在、いや今現在にも回答がない。不真面目だ、全く不真面目だ。

だから、この回答については、この議会の皆さん方の総意を改めて踏まえながら、私の立場としても、副連合長さんとも十分に相談しながら、更に鳩山由紀夫代表、次は総理大臣かもわかりませんが、その総理大臣に問いただしていきたいというふうに思っております。それこそが、この都道府県別の連合議会の、あるいは連合の役割である。地方分権というのは、まさにそういう地方の意思を大事にするということではないかなというふうに思っております。

それから、厚生労働省から、この件に関して、こういうように今後考えているとか、政権が交代したらこういうふうにするというふうなことは、一切今のところ公式のご連絡はございません。

以上でございます。

議長（高橋泰一郎君） 浅井議員。

〔7番 浅井厚徳君登壇〕

7番（浅井厚徳君） 2問目までできるということですので、再度質問したいと思いますが、提案者は、31日の衆議院選挙の投票結果を見て、9月2日にこの決議を出されたということであり、極めて早い対応なんです、決議案である以上は緊急性がなければなりません。意見書とも違うわけであり、

先ほど、四方連合長のほうからお話がありましたように、国からも現時点においては何の指示もないということだと思います。当然だと思いますが、具体的な内容も全く明らかになっていない状況で、今それだけの緊急性が果たしてあるのかどうかというところを申し上げたいわけであり、

私は、再度お尋ね致しますが、さきの議案の答弁の中で、四方連合長のほうから、民主党所属の衆議院議員が振興局であいさつされたことについて少し触れられました。私も、そのことは言いたかったですけれども、あくまでもこの制度については、市町村や広域連合と十分協議をしていながら時間をかけて詰めていきたいというような趣旨だと思いますが、これはもちろん新政権の正式な考え方ではまだないわけであり、個人の立場の意見だと思いますが、そういった状況が一方であるわけであり、

私は、今この時期に決議案を出されるということについて、あえて緊急性をどこに求めておられるのか、その点について再度お尋ねしておきたいと思っております。

以上です。

議長（高橋泰一郎君） 藤田議員。

〔5番 藤田正一君登壇〕

5番（藤田正一君） 今、緊急性というお話がありましたが、過去の経過を見まして、決まってからでは遅いということです。決まるまでに、やっぱりこうして私たちの意思表示、京都の意思表示を出していかなければならないということが私はつくづく思っております。過去の経緯から見てもそのとおりでございますので、決まるまでに、ぜひ皆さんとともに意思表示をしたいというのが私の考えでございます。

以上でございます。

議長（高橋泰一郎君） 以上で質疑を終結致します。

次に、討論を行います。

討論の通告がありましたので、発言を許します。

せのお議員。

〔1番 せのお直樹君登壇〕

1番（せのお直樹君） 京都市のせのおです。

後期高齢者医療制度の堅持及び改善に関する決議案に対する反対討論を行います。

私は、この議会で、この制度は75歳以上の人を国保や健保から追い出して、高い負担を無理やり徴収しながら必要な医療を受けられなくする希代の悪法であり、廃止すべきだと繰り返し述べてきました。また、京都府保険医協会からは、廃止を国に求める意見書提出を求める請願書も出されておりました。

この制度が始まり、75歳以上の方は、それまで加入していた医療保険を脱退させられて、新しい後期高齢者だけの医療保険に組み入れられました。そこで高齢者を待っているのは、高い保険料の情け容赦ない徴収ということになります。確かに、制度が発足したばかりの現時点では、それまで加入していた保険より保険料が安くなった方がいるのは事実です。政府も、当事者や医療関係者などの大きな批判の中で保険料減免の拡大や延長を進めてきました。

しかし、重要なことは、制度スタート時に保険料を低く抑えられたとしても、将来の値上げは確実だということです。保険料は2年ごとに改定されますが、2つの要因によって確実に上がる仕組みとなっております。

一つは、医療給付費の増加。介護保険料と同じように患者の増加、重症化、医療技術の進歩などで給付費が増えれば、保険料に直接はね返るという仕組みとなっております。

もう一つが、後期高齢者の人口増に伴う保険料の増額です。制度は、後期高齢者が払う保険料、これが全体の10パーセント、他の医療保険からの支援金は40パーセント、公費は50パーセントという財源割合でスタートするとしておりますが、後期高齢者の比率が増加するに応じて、後期高齢者が支払う保険料については、財源割合が10パーセントから12パーセント、15パーセントというふうに自動的に引き上げられる仕組みとなっております。ですから、これから10年先、20年先ということになりますと、今の1.5倍あるいは2倍の保険料にはね上がるということになります。過酷な保険料徴収の一方で、保険で受けられる医療の内容も差別制限されようとしております。

この制度では、75歳以上の後期高齢者と74歳以下の方が診療報酬が別立てとなります。今、検討されているのは、後期高齢者の診療報酬を包括払い、定額制として、保険が使える医療の上限をつけてしまうということです。そうなりますと、後期高齢者に手厚い治療を行う病

院は赤字になる。医療内容も制限せざるを得なくなります。厚生労働省は、終末期医療での75歳以上の患者では、特別の診療報酬体系を持ち込むとしております。過剰な延命治療を行わないという誓約書をとったり、終末期の患者に在宅死を選択させて対応させた場合には病院への診療報酬を加算する。一層病院追い出しを進めるというものです。

高齢者は、年齢を重ねることで身体的に弱ってまいります。病院に多くかかるのは、これはやむを得ないものです。それを、お金がかかるからといって別立てにしたり、医療内容を制限または必要な医療が欲しかったらもっと負担せよといったことが許されるのでしょうか。憲法第25条の生存権を否定するものと言っても過言ではないと思います。

こういった報酬体系をつくり、75歳以上の高齢者への保険医療制限をして医療給付費の抑制を図るのがこの制度を導入した国のねらいでした。

日本の総医療費は、GDPの8パーセント。サミット参加7カ国で最下位です。国が国民の命と健康を守る責任を果たして、高い薬価や高額医療機器などにメスを入れつつ、歳入歳出の改革で財源を確保するならば、公的医療保障を拡充して高齢化や医療技術の進歩にふさわしい規模に充実することは十分に可能だと考えます。

広域連合の医療協議会の中でも、京都府老人クラブ連合会の代表の委員の方は、おちおち長生きしてたらあかんという気持ちになるとおっしゃっていましたし、また京都府医師会の代表の委員の方は、高齢者が長生きできないという気持ちになるような制度をつくる必要があるのか多大な疑問がある、本当はこういった制度は要らないのではないかと感じていると協議会の場で実際に発言をされていました。

後期高齢者医療制度は廃止をすべきであり、今回の衆議院選挙の結果は総世論の反映でもあります。小手先の改善を進めても事の本質は変わりません。今後、一方で廃止後のあり方も含めて、様々な議論が必要なのは言うまでもないことです。京都の連合が、制度改善を求める内容を含んでいるものの堅持を前提とした決議を上げることがふさわしくないと考えます。

よって、決議案に賛成することはできません。

以上で、私の反対討論を終わります。

議長（高橋泰一朗君） 次に、木下議員。

〔6番 木下芳信君登壇〕

6番（木下芳信君） 6番、綾部市議会の木下芳信です。よろしく申し上げます。

私は、後期高齢者医療制度の堅持及び改善に関する決議に賛成の立場から討論を行います。

後期高齢者医療制度は、増え続けるお年寄りの医療費に対し、国民皆保険制度を維持するために、高齢者の負担能力を考慮しながら、高齢者と現役世代の負担ルールを明確にし、公平でわかりやすいものとするため、約10年にわたる議論の末導入された制度であります。

確かに、制度発足当時は、被保険者を初めとした国民の皆さん方から批判もありました。その後、保険料の年金からの天引きは、口座振替と完全選択制に改められました。また、保険料の軽減策も低所得者を中心に行われ、年金額が年間80万円以下の場合、年間の保険料は4,511円、1カ月当たり400円にも満たない金額となっています。

このようなきめ細かい対応の結果、制度がスタートして約1年半、ようやく軌道に乗り、定着してきたところであります。それにもかかわらず、制度を廃止し、老人保健制度に戻すとなれば、度重なる制度の変更により、市町村の現場やお年寄りに大変な混乱を招くことになりかねません。更に保険料の下がった方が再び上がることになると、お年寄りの不安を招くこととなります。

現行制度を前提に、これまでも幾度か廃止の意見や決議が出されておりますが、当京都府の広域連合では、一貫してこの制度を改善し、制度発展につなげていくということで臨んでまいりました。将来にわたり、お年寄りに安心して医療を受けていただくためにも、現行制度を堅持し、その中で改善を進めて制度の発展を求めていかなければならないと考えております。新政権がスタートするに当たり、明確に現場の声をしっかりと訴えていかないといけません、このように考えているところであります。

どうかこのような趣旨をご理解いただきまして、大勢の皆さん方の賛成を賜りますようお願い申し上げます、私の賛成討論を終わります。

議長（高橋泰一朗君）引き続き、通告がありますので、京田辺、米澤議員よろしくお願ひします。

〔15番 米澤修司君登壇〕

15番（米澤修司君）15番、京田辺市議会選出の米澤修司でございます。

私は、後期高齢者医療制度の堅持及び改善に関する決議案に反対する立場から発言を致します。

そもそも、後期高齢者医療制度は、高齢者の医療を安定的に支え、老人保健制度が抱える問題点を解決するためのものであったのでしょうか。私は、高齢者が増加する中で医療費を抑制するための制度でしかないのではないかと思います。

更に、高齢者の増加により医療費が増加すれば、高齢者の保険料も増加し、一方で若手現

役世代からの負担金も増加する仕組みとなっています。高齢者のリハビリなどの診療や入院を抑制、退院を強制する仕組みを仕込んだ巧妙な高齢者医療を切り捨てる仕組みになっていると思います。

平成20年度の制度発足とともに民間企業の健保組合の解散が伝えられ、低所得者や被用者保険の被扶養者からの保険料の徴収、70歳から74歳までの患者負担の増、年金からの保険料の徴収など様々な問題が噴出しました。これは、本当に10年間、一生懸命議論を深めてきた制度の改革なんだと言えるのでしょうか。私は、単に医療費を抑制するための制度でしかなかったのではないかと改めて思います。

これは、高齢者の心情に配慮していない面があったとか説明が不十分であったとかいうものではなく、医療費を削減し、高齢者の医療も抑制し、低所得者からも保険料を徴収するという制度の根幹から生じた問題であると思います。

この制度が、ようやく軌道に乗り出したのでしょうか。国民の怒りに対して、慌てて保険料の軽減を行ったり、被用者保険の被扶養者の保険料や、70歳から74歳の患者負担の暫定的な軽減措置を行うなど、なりふり構わぬ取り繕いというか、選挙対策的な対応に終始したのではないかと私は思います。

次に、高齢者が増加し医療費が増加すれば、医療国家予算で医療費を増やすのが世界の常識だと言われています。しかし、日本では、高齢者の医療費の増加を医療費削減の理由とし、すりかえ、世界と比較してもGDPに占める医療費の割合はG7中、最低となっています。選挙対策とも言える小手先だけの保険料軽減が、これからの高齢者の安定的な医療が確保できると言えるものではありません。

高齢者が増大することによって、年々確実に保険料は上昇します。健康保険組合などの負担金も増加します。国民健康保険は既に行き詰まっています。日本の医療制度、不足する医師、そして長時間労働で疲弊するお医者さんや、現場で働く医療労働者、看護師さん、過労死まで出ています。そして、経営が行き詰まる病院、公立病院も全国各地で破綻が起きています。日本の医療制度は大きく崩れつつあると言います。これまでのような小手先の制度改定や選挙対策的なごまかしでは、もはや対応できないと思います。高齢者の診療や入院を抑制するうば捨て山的な後期高齢者医療制度は、速やかに廃止し、抜本的な医療制度改革をしなければならぬと思います。したがって、後期高齢者医療制度の堅持及び改善に関する決議案に反対するものであります。

なお、付け加えますけども、私の地元の山井衆議院議員のお話がいろいろと話題になって

おりますけれども、マニフェストには、財源を確保しつつ順次実施するということが明記されております。自治体の意見を聞きながら、あるいは現場の意見を聞きながら、混乱のないように後期高齢者医療制度を廃止するのは、当然政権党の義務だと思います。

私は、10年間かかって、この後期高齢者医療制度発足当初から大混乱を来した自民党政権の責任あるいは舛添厚生労働大臣が抜本的に改革をすと言いながら、今度の選挙では何ら抜本的改革案も出せなかった自公政権の責任をむしろはっきりとすべきだと思います。

最後に、連合長も、先ほどの発言の中で、本当は広域連合ではなく京都府がやるべきものだという発言もありました。その辺も含めて、この後期高齢者医療制度が地方の声、現場の意見を十分に聞くことなく、非常に雑な形で発足したものであるということをあえてつけ加えて、この決議案に対して反対を表明して討論を終わります。ありがとうございました。

議長（高橋泰一郎君） 浅井議員、討論はございませんか。

7番（浅井厚徳君） ありません。

議長（高橋泰一郎君） 以上で討論を終結致します。

それでは、発議第2号 後期高齢者医療制度の堅持及び改善に関する決議を表決に付します。

本件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手多数〕

議長（高橋泰一郎君） 賛成19、反対8、退室1。

よって、本件は可決されました。

閉会の宣告

議長（高橋泰一郎君） お諮り致します。

本定例会において議決された各案件については、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第40条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

議長（高橋泰一郎君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会において議決されました各案件の整理については、これを議長に委任す

ることに決定致しました。

以上をもちまして、本定例会に付議された議案の審議はすべて終了致しました。ご協力ありがとうございました。

それでは、これをもちまして京都府後期高齢者医療広域連合議会平成21年第2回定例会を閉会致します。

どうもありがとうございました。不手際のあったことを、もう一度おわび申し上げます。お許してください。

閉会 午後1時56分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成21年10月23日

議 長 高 橋 泰 一 朗

署 名 議 員 丹 野 直 次

署 名 議 員 和 田 榮 雄